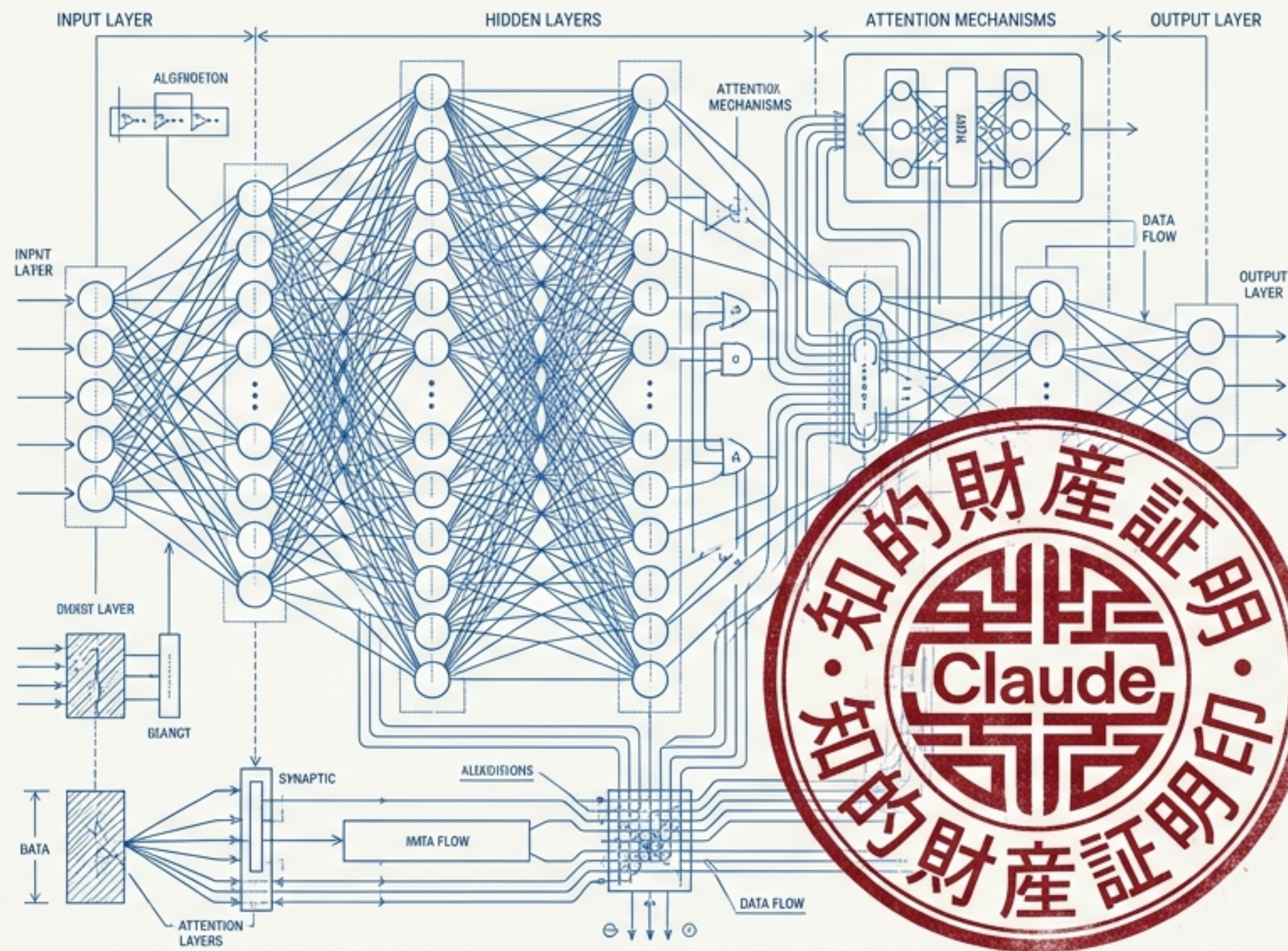




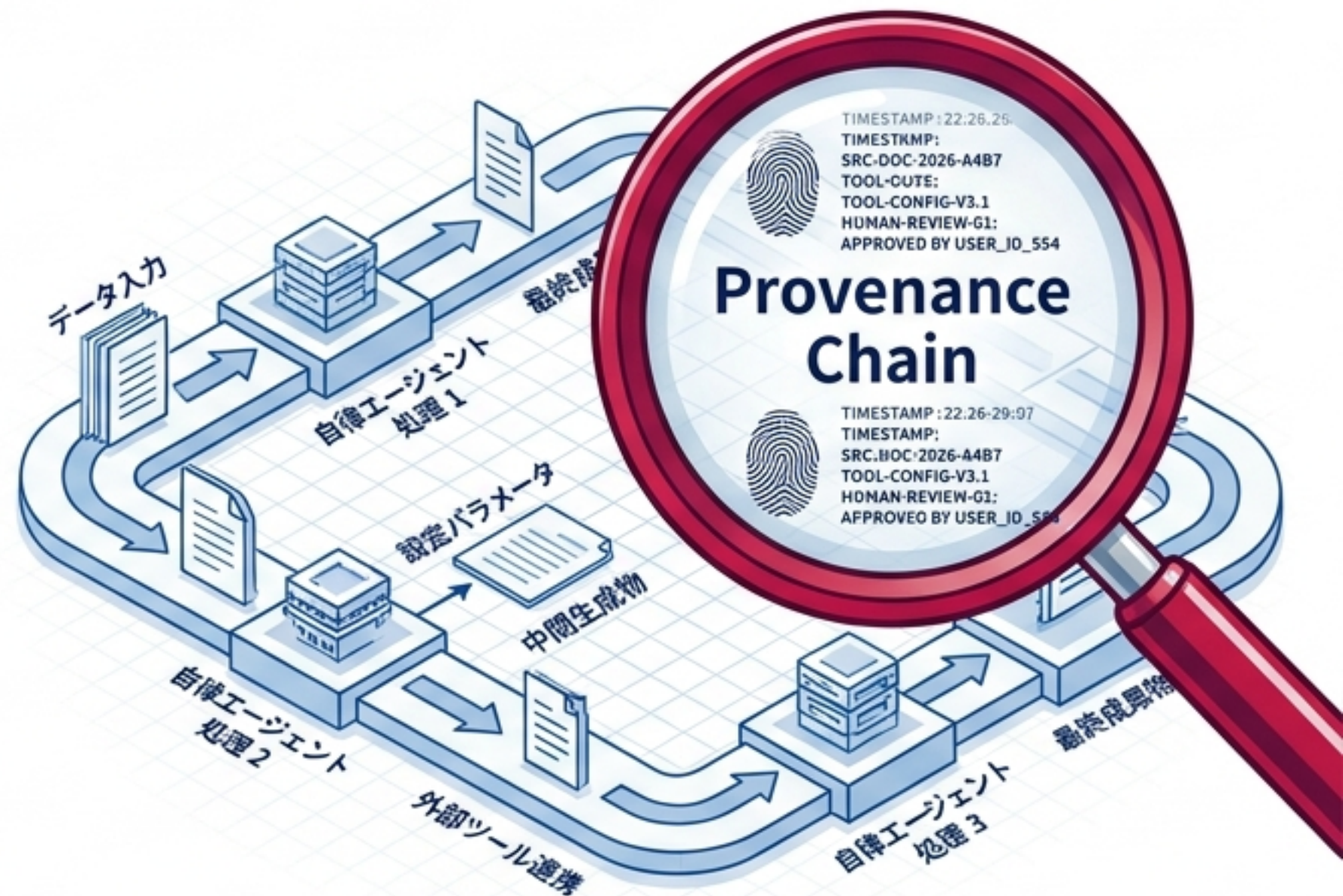
Claude Fable 5.1と知財戦略：AIを「使う」段階から「証明する」段階へ
2026年の自律型AIエージェント時代における法的防御と立証のアーキテクチャ

従来の誤解

AI テキスト生成機

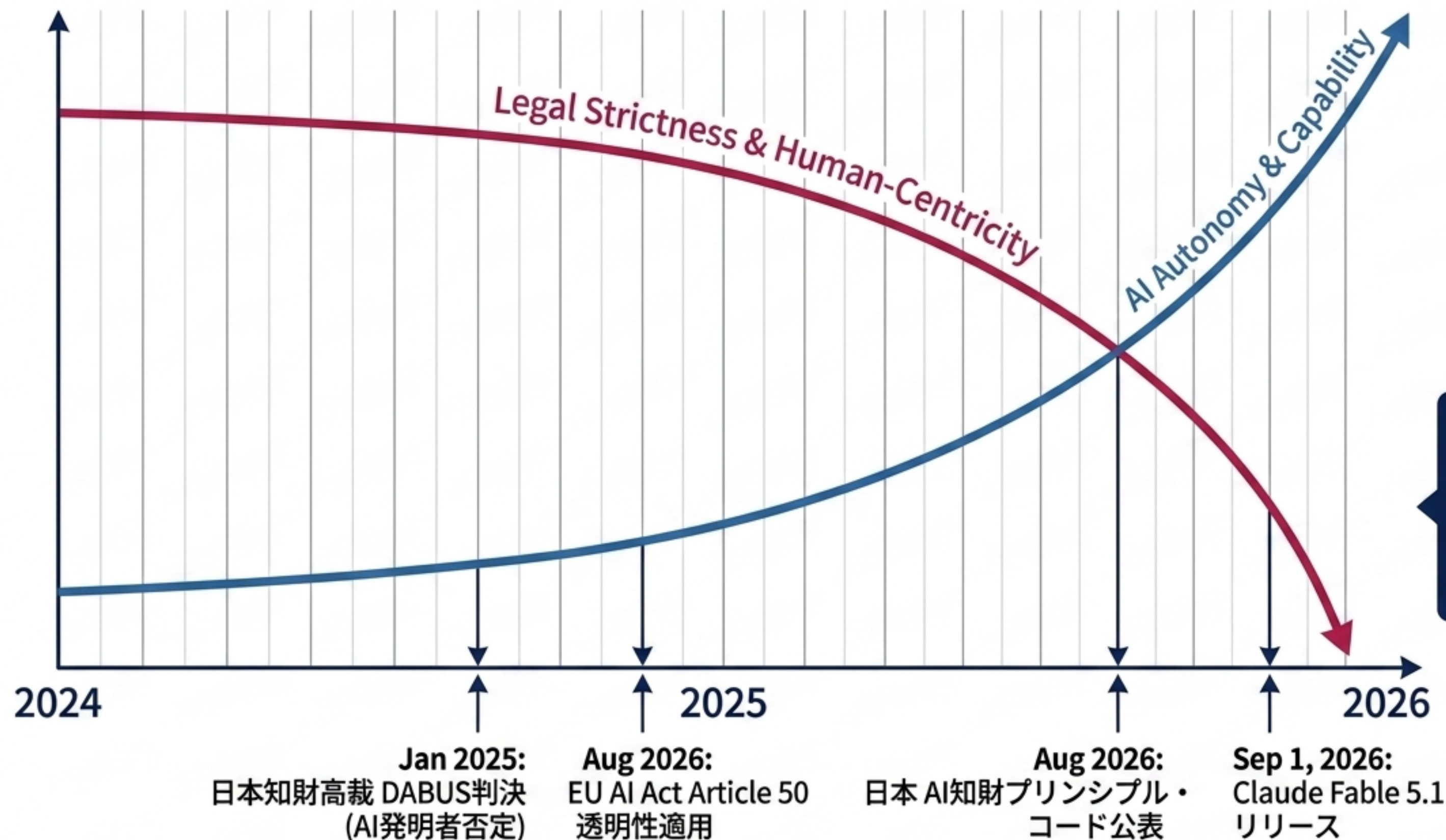
Fable 5時代の中心課題：
「AIに何を入力してよいか」
「生成物を人がレビューしたか」

2026年の真実



Fable 5.1時代の絶対要件：長時間・多段階の自律エージェン
ト処理において、「どのデータ・設定・ツールを経
て、どの人間の判断が最終成果物を形成したか」という
来歴連鎖（Provenance Chain）を証明すること。

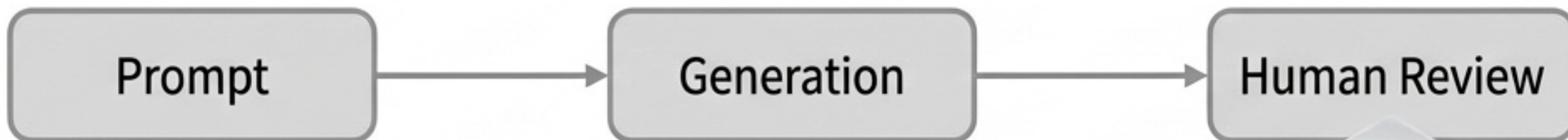
技術の進化と法規制の交差点 (2024-2026)



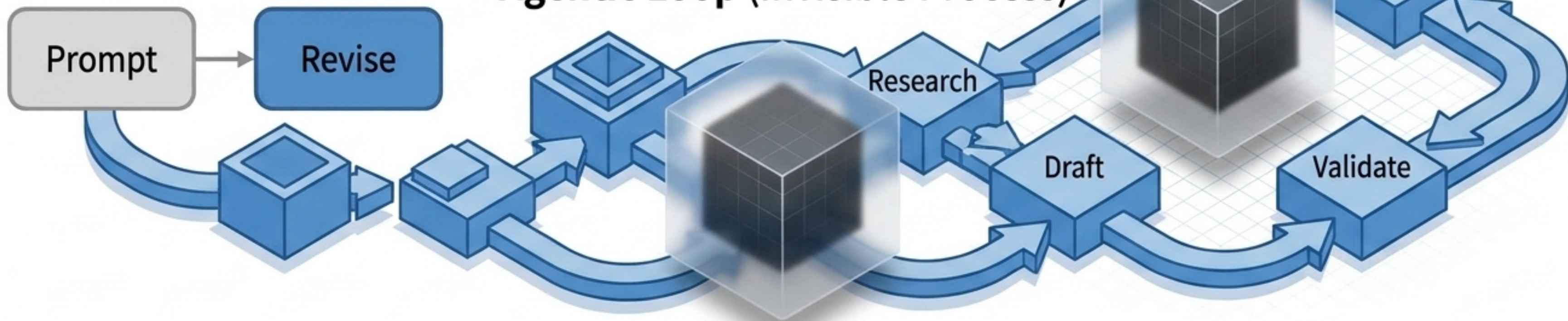
焦点の移行：
「AI生成物を作れるか」
から「学習データの由
来・人間の権利形成・
侵害時の責任分配」へ。

自律型エージェントへのシフトとプロセスの不可視化

Linear Transaction (Easily Reviewed)



Agentic Loop (Invisible Process)



Fable 5.1は、単なるコンテキスト拡張ではない。長時間のマルチステップ調査とエージェント業務を自律実行する。



法的リスク：最終成果物の「レビュー」だけでは不十分。AIが途中で「何を検索し、何を選び、何を捨てたか」というプロセス自体がブラックボックス化する。

機能差分と知財ガバナンスへの影響

	Fable 5	Fable 5.1	知財実務への影響
長時間エージェント	[強力]	[さらに強化]	調査から検証まで連続反復。 「結果」だけでなく「過程」の 監査が必要。
Forced Tool Use	[構成あり]	[400 error (非対応)]	外部オーケストレーターでの強 制が必要（例：必ず先行技術DB を検索させる統制）。
Raw Chain-of- Thought	[原則非開示]	[原則非開示]	モデル内部の推論から法的証拠 （発明の着想等）を抽出するこ とは不可能。
Content Provenance	[なし]	[Text Watermark / C2PA]	透明性対応の新たな手がかかり （ただし法的証明の完結ではな い）。

Provenance (Watermark / C2PA)

≠ Authorship ≠
Non-Infringement ≠
≠ Inventorship

ベンダーが提供するもの

ファイルの来歴証明（Claude由来であることの検出）。

法廷が要求するもの

「誰が発明したか」「どの著作物を学習したか」
「依拠性がないか」「人間の創作的寄与はどこか」。

ウォーターマークは領収書であり、設計図ではない。
企業固有の証跡を結合しなければ、法的権利は確保できない。

2026年 主要国知財スタンスと必須アクション

	日本 (Japan)	米国 (US)	EU
特許 (Inventorship)	DABUS判決でAI発明者を否定	USPTOは自然人発明者を要求	EPC上の発明者制度に依存
Action: AIセッションとは独立した「人間の寄与ログ」が必須。			
著作権 (Authorship)	文化庁は人間の「創作的寄与」を個別評価	表現的選択・配置・修正のみ保護	GPAI著作権ポリシーの適用
Action: 人間の編集差分 (Redline) の分離保存が必須。			
透明性・学習 (Transparency)	プリンシプル・コードによる透明性要請	Fair Use訴訟リスク (Sony/Warner等)	AI Act Article 50適用
Action: 依拠性否定のための類似性確認とプロンプト保全が必須。			

解決策：二層証跡アーキテクチャの構築

Enterprise Evidence Store

Matter IDs
Human Edit Logs
Version Control
Human Contribution Memos

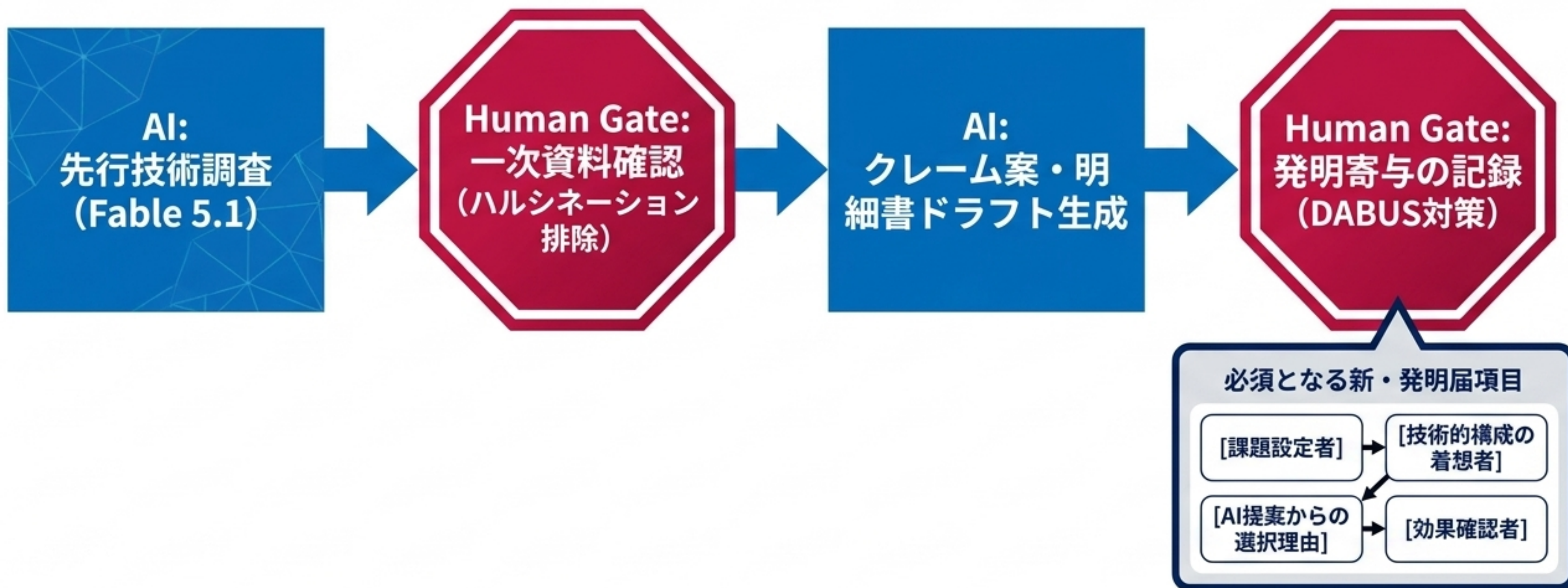


30-day Retention
C2PA Metadata
Watermarks
ZDR Exceptions

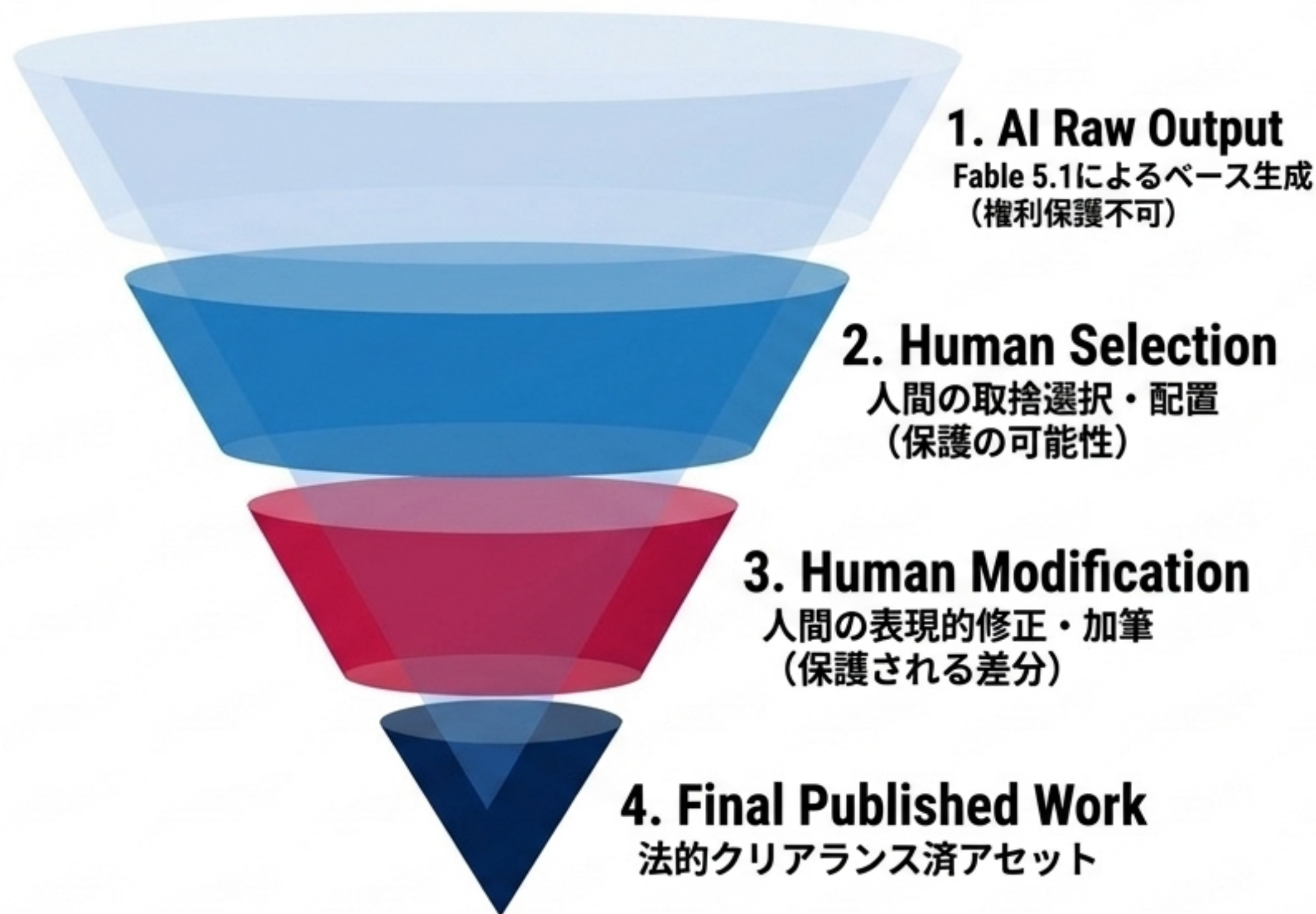
Anthropic / Model Side

企業の文書保存期間や
訴訟・権利存続期間は、
AIモデルの30日保持仕
様とは同調しない。
独自の「二層証跡アー
キテクチャ」の構築が
急務。

ワークフロー変革 1: 特許出願 (DABUS対応)

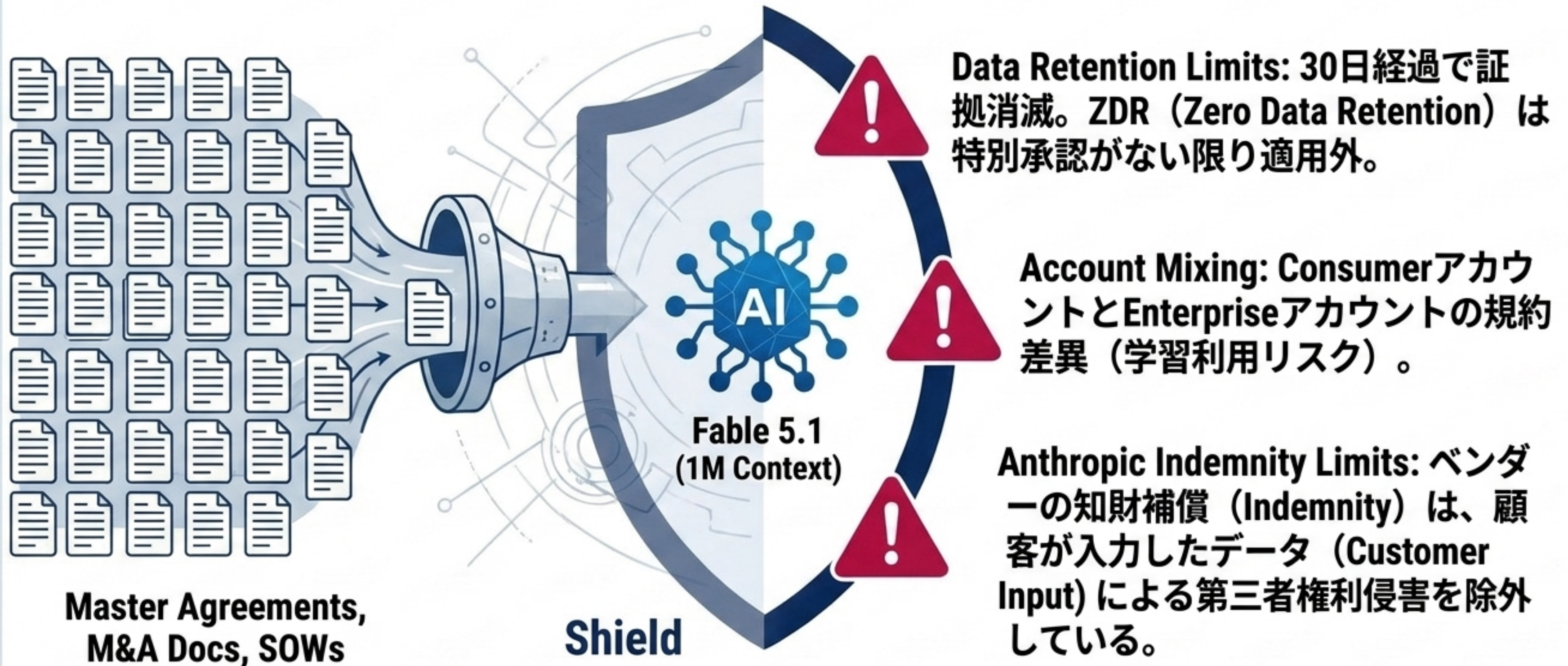


ワークフロー変革 2: 著作権・マーケティング素材



日本の文化庁・米国著作権局の基準をクリアするには、「最終成果物」の保存だけでは無意味。AI生成部分と人間編集部分を完全に分離し、差分（Human Edits）を立証する仕組みが権利化の鍵となる。

ワークフロー変革 3: 契約レビューとNDAリスク



組織構造のシフト: 作成者から統制者へ

Fable 5: 文書作成者
(Document Creators)



スピード & プロンプトエンジニアリング

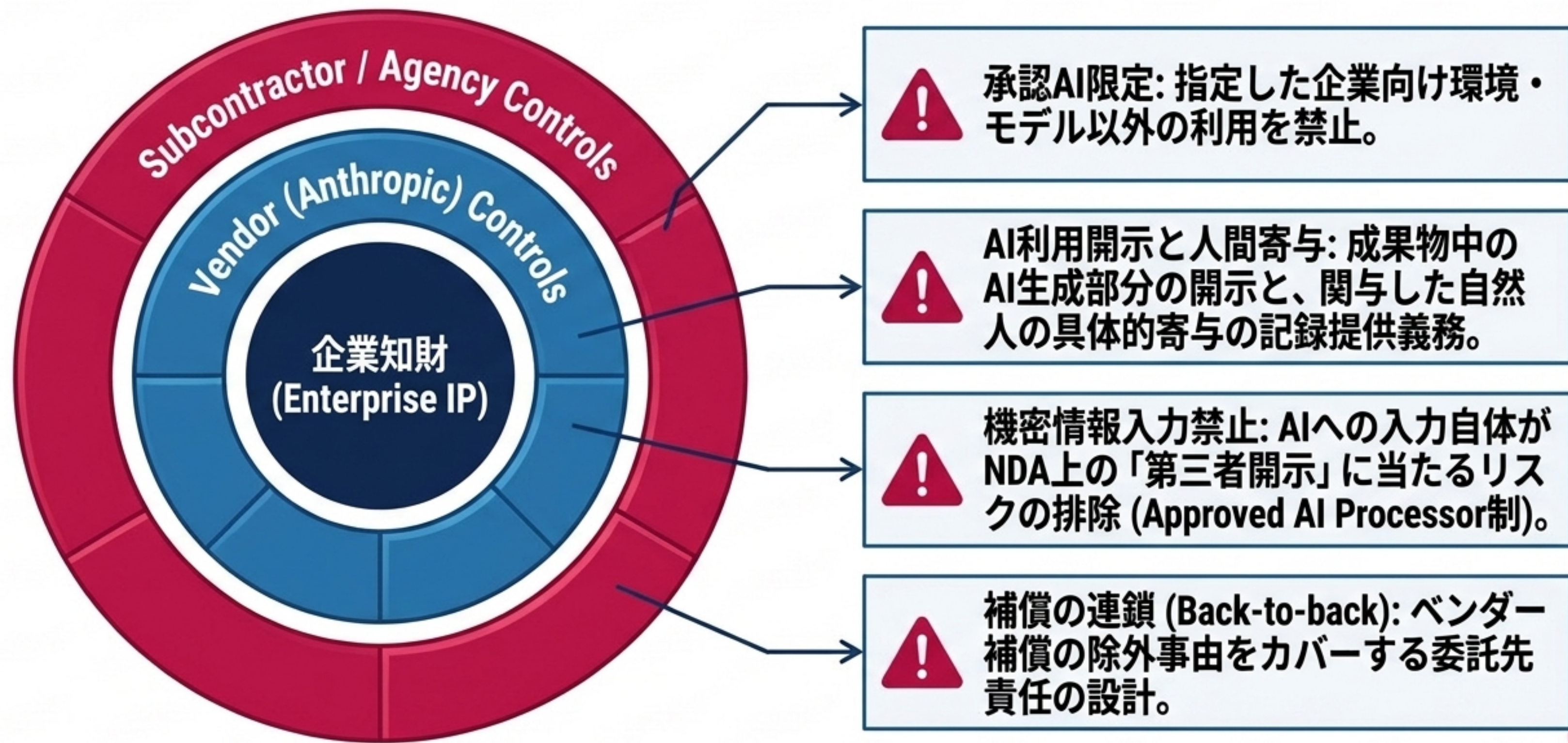
Fable 5.1: AIプロセス統制者
(Process Governors)



境界設定 & 証拠形成

知財部・弁理士	ドラフト作成	→	クレームサポート検証、AI幻覚の検知、発明者インタビューと証拠パック作成。
IT/AI Platform	API運用	→	ツールガバナンス（Forced Tool代替策）、アクセス制御、法的ホールドシステムの設計。
法務	NDA管理	→	AI Vendor Terms管理、委託先AI利用のバックトゥバック補償設計。

契約という装甲: 外部委託先・NDAの再設計



Fable 5.1 導入 トリアージ・タイムライン

即時 (Immediate)	 Fable 5.1を「別モデル」としてAI台帳に登録。 特許発明届に「AI利用履歴」と独立した「人間の発明寄与記録」欄を追加。
短期 (Short-term)	 内部統制を「出力レビュー」から「エージェント行動監査」へ移行。 NDA・業務委託契約のAI利用・証拠保存条項の改定。
中長期 (Mid/Long-term)	 案件単位のAI Evidence Pack (Prompt, Tool log, Redline等)の自動生成アーキテクチャ構築。知財部の職務分掌改訂。

The Fable 5.1 Readiness Checklist

ガバナンス&システム	
☒	claude-fable-5-1 を別モデルとして台帳登録したか？
☒	30日保持制限を超えて法的証拠（Legal Hold）を保存するDMS連携があるか？
☐	廃止されたForced Tool Useに依存しない検索強制の仕組みがあるか？
知財・法務ワークフロー	
☒	AI利用とは別に、自然人の「技術的寄与記録」を残すフォーマットがあるか？
☐	第三者著作物への依拠性否定のため、公開前に類似性チェックを実施・記録しているか？
☐	委託契約に「AI利用・入力権限・証拠保存・人間寄与記録」の条項を追加したか？

AIの答えを保存する時代から、AIと人間が権利を形成した過程を証明する時代へ。